

# 軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日です

【原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等】

車種区分		税率(年税額)
特定小型原動機付自転車	0.60キロワット以下	2,000円
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超~90cc以下	2,000円
	90cc超~125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊	農耕作業用	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽自動車	軽二輪 125cc超~250cc以下	3,600円
	トレーラー・雪上車	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

【三輪、四輪の軽自動車】

車種区分			税率(年税額)		
			①初度検査年月(※)が平成27年3月以前の車両	②初年度検査年月(※)が平成27年4月以後の車両	③初度検査年月(※)から13年を経過した車両
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	四輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

③については令和5(6)年度は、初度検査年月(※)が平成22(23)年3月以前の車両が対象となります。  
 ただし、動力源は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール(混合含む)・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

(※)初度検査年月は自動車検査証で確認できます。

番号〇〇〇〇自動車検査証

〇〇年〇〇月〇〇

軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
		(※)						
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ

【グリーン化特例(軽課)について】

<適用条件>

初度検査年月(※)が令和5年4月1日から令和7年3月31日までの軽自動車(新車に限る)で、次の基準を満たす車両について、グリーン化特例(軽課)が適用(延長)されます。

車種区分			税率(年税額)		
			ア. 75%軽減	イ. 50%軽減	ウ. 25%軽減
軽自動車	三輪	営業用	1,000円	2,000円	3,000円
		自家用	2,700円		
	四輪乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	1,300円		
	四輪貨物	自家用	1,300円		
		営業用	1,000円		

ア. 電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合又は平成21年排出ガス基準10%低減のもの)  
 イ. 貨物:令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成(平成30年排出ガス基準50%低減のもの)  
 ウ. 貨物:令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成(平成30年排出ガス基準50%低減のもの)  
 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。